



## 浜田市議会議員政治倫理条例（平成20年浜田市条例第25号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は_____、 _____、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（政治倫理基準の遵守等）</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>[新設]</p> <p><b>(4)</b> [略]</p> <p><b>(5)</b> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（審査請求）</p> <p>第5条 議員_____は、第3条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、<b>議員2人以上が</b></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<b>浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第20条の規定に基づき</b>、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（政治倫理基準の遵守等）</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><b>(4) ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</b></p> <p><b>(5)</b> [略]</p> <p><b>(6)</b> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（審査請求）</p> <p>第5条 議員<b>又は市民（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項又は第3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（議員を除く。）をいう。）</b>は、第3条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、<b>次の各号に掲</b></p>

現行	改正後（案）
<p><b>連署する</b> 書面により 行わなければならない。</p> <p>〔新設〕 〔新設〕 （審査会の委員）</p> <p>第8条 審査会の委員は、<b>13人以内</b>とする。</p> <p>2 委員は、議長が<b>議員のうちから</b> 任命する。</p> <p>3 委員の任期は、<b>議員の任期</b> とする。</p> <p>4・5 〔略〕 （審査結果の報告等）</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査を請求した議員 _____ 及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。</p> <p><b>（調査審議手続等の非公開）</b></p> <p>第14条 <b>審査会の行う会議又は調査審議の手続は、公開しない。ただし、出席委員の過半数の同意があるときは、この限りでない。</b></p> <p>_____</p> <p>（贈収賄罪等の刑確定後の措置）</p> <p>第17条 議会は、議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条の罪（議員の地位又は職務と無関係な贈賄罪を除く。）により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする（公職選挙法 <b>（昭和25年法律第100号）</b> 第11条第1項及び地方自治法第127条第1項の規定により当該議員が失職</p>	<p><b>げる当該請求をする者の区分に応じ、当該各号に定める</b> 書面により 行わなければならない。</p> <p><b>（1）議員 議員2人以上が連署する書面</b> <b>（2）市民 市民の総数の100分の1以上が連署する書面</b> （審査会の委員）</p> <p>第8条 審査会の委員は、<b>6人</b> とする。</p> <p>2 委員は、議長が<b>識見者又は議員のうちから委嘱し、又は</b>任命する。</p> <p>3 委員の任期は、<b>当該審査に要する間</b>とする。</p> <p>4・5 〔略〕 （審査結果の報告等）</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査を請求した議員<b>又は市民の代表者</b>及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。</p> <p><b>（審査会の公開）</b></p> <p>第14条 <b>審査会の行う会議は、公開とする。 。</b> <b>ただし、出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。</b></p> <p>_____</p> <p>（贈収賄罪等の刑確定後の措置）</p> <p>第17条 議会は、議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条の罪（議員の地位又は職務と無関係な贈賄罪を除く。）により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする（公職選挙法 _____ 第11条第1項及び地方自治法第127条第1項の規定により当該議員が失職</p>

現行	改正後（案）
職する場合を除く。）。	する場合を除く。）。

浜田市議会議員政治倫理条例施行規程（平成20年浜田市議会訓令第1号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（審査請求の手續）</p> <p><b>第2条</b> <u>条例第5条の規定により審査の請求をしようとする議員は、審査請求書（別記様式）を議長に提出しなければならない。</u></p>	<p>（審査請求の手續）</p> <p><b>第2条</b> <u>条例第5条第2項各号の規定による連署は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第8項の規定の例によりその委任を受けた者に記載させることができるものとし、同条第2項第1号の書面は審査請求書（様式第1号）とし、同項第2号の書面は審査請求書（様式第2号）及び審査請求署名簿（様式第3号）とし、これを議長に提出しなければならない。</u></p>
<p>2・3 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>2・3 〔略〕</p> <p><u>（審査請求署名簿の確認）</u></p> <p><b>第3条</b> <u>議長又は前条第2項若しくは第3項の規定により審査請求書の提出を受けた者（以下「代理者」という。）は、条例第5条第1項の規定により市民から審査の請求があったときは、浜田市選挙管理委員会に対し、審査請求署名簿に連署した者が市民（条例第5条第1項に規定する市民をいう。）であるかどうかの確認を求めるものとする。</u></p>
<p>（審査請求書の補正等）</p> <p><b>第3条</b> 議長又は<u>前条第2項若しくは第3項の規定により審査請求書の提出を受けた者（以下「代理者」という。）</u>は、審査請求書の記載事項及び添付資料の内容について審査し、審査請求書に不備があるときは、相当の期間を定めて、審査請求をした議員（以下「審査請求議員」という。）にその補正を求めることができる。</p>	<p>（審査請求書の補正等）</p> <p><b>第4条</b> 議長又は<u>代理者</u>は、審査請求書の記載事項及び添付資料の内容について審査し、審査請求書に不備があるときは、相当の期間を定めて、審査請求をした議員（以下「審査請求議員」という。）にその補正を求めることができる。</p>
<p>2 〔略〕</p> <p>（審査会の会長及び副会長）</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>（審査会の会長及び副会長）</p>
<p><b>第4条</b> 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p>	<p><b>第5条</b> 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p>

現行	改正後（案）
<p>(審査会の会議)</p> <p><b>第5条</b> 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>(審査会の委員の除斥)</p> <p><b>第6条</b> 〔略〕</p> <p>(その他の契約等の範囲)</p> <p><b>第7条</b> <u>条例第3条第1項第4号</u>の請負には、一般物品納入契約及び物品修理等に係る契約を含むものとする。</p> <p>2 <u>条例第3条第1項第4号</u>のその他の契約には、土地、建物等の貸借契約を含むものとする。</p> <p>(資産報告書等の提出範囲)</p> <p><b>第8条</b> 〔略〕</p> <p>(期限の特例)</p> <p><b>第9条</b> 〔略〕</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第10条</b> 〔略〕</p> <p>(その他)</p> <p><b>第11条</b> 〔略〕</p>	<p>(審査会の会議)</p> <p><b>第6条</b> 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>(審査会の委員の除斥)</p> <p><b>第7条</b> 〔略〕</p> <p>(その他の契約等の範囲)</p> <p><b>第8条</b> <u>条例第3条第1項第5号</u>の請負には、一般物品納入契約及び物品修理等に係る契約を含むものとする。</p> <p>2 <u>条例第3条第1項第5号</u>のその他の契約には、土地、建物等の貸借契約を含むものとする。</p> <p>(資産報告書等の提出範囲)</p> <p><b>第9条</b> 〔略〕</p> <p>(期限の特例)</p> <p><b>第10条</b> 〔略〕</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第11条</b> 〔略〕</p> <p>(その他)</p> <p><b>第12条</b> 〔略〕</p>

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

浜田市議会議長 様

請求代表者

住所

氏名

⑩

### 審査請求書

浜田市議会議員政治倫理条例第 5 条の規定により、下記のとおり審査を請求します。

### 記

- 1 審査対象議員の氏名
  
- 2 審査請求の理由
  
- 3 添付資料
  - (1) 審査請求署名簿
  - (2) 当該違反に係る事実を証する資料

様式第3号（第2条関係）

審査請求署名簿

浜田市議会議員政治倫理条例第5条の規定により、審査対象議員に係る審査を請求するため、署名します。

なお、浜田市議会議長が、浜田市選挙管理委員会に対し、私が選挙人名簿に登録されている者であるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

番号	氏名	生年月日	住所	政治倫理条例施行規程第●条第●項の規定に基づく代筆をした場合 代筆者の住所・氏名・生年月日	有効・無効
				浜田市 氏名 生年月日 年 月 日	
				浜田市 氏名 生年月日 年 月 日	
				浜田市 氏名 生年月日 年 月 日	
				浜田市 氏名 生年月日 年 月 日	
				浜田市 氏名 生年月日 年 月 日	

(注) 1 署名欄は、各署簿に通じる一連番号を付すこと。

2 署名する方は、自署願います。身体の故障その他の事由により署名ができない場合は、浜田市議会議員政治倫理条例第●条第●項及び浜田市議会政治倫理条例施行規程第●条第●項の規定に基づき浜田市内に選挙権を有する方が代筆することができます。

3 有効・無効の確認欄は、記入しないこと。

浜田市議会政治倫理審査会委員候補団体等一覧（案）

NO	分野	団体または職種
1	有識者	島根県立大学
2	法務	弁護士、司法書士、行政書士
3	地域	浜田市連合自治協議会、地域協議会
4	財務・経理・経営	税理士、公認会計士
5	労務管理	社会保険労務士
6	産業	浜田商工会議所、石中央商工会
7	女性団体	浜田女性ネットワーク
8	金融	浜田金融会、日本政策金融公庫浜田支店

(案)

# 議会改革に関する検討結果

## 第5回報告書

令和3年4月

議員定数等議会改革推進特別委員会

令和 3 年 4 月 30 日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議員定数等議会改革推進特別委員会  
委員長 牛 尾 昭

### 議会改革に関する検討結果について（第 5 回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理をはじめ、必要に応じて全議員への周知または関係委員会への通知等、適切な対応をお願いいたします。

#### 記

#### 【検討項目】議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

「議会基本条例と政治倫理条例のすり合わせをしてほしい。議会基本条例では、市民参加の開かれた議会とうたっているにもかかわらず、政治倫理条例では、市民不参加（議員のみ参加）で、原則非公開である。」という内容の陳情が議会運営委員会で採択されたことに伴い、浜田市議会基本条例と浜田市議会議員政治倫理条例の整合性を検討し、整合性のとれていない内容や新たに追加が必要な項目を調査・検討し、以下について結論を得た。

#### 1. 浜田市議会議員政治倫理条例の一部改正について

市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動するという議会基本条例の理念に基づき、次の（1）から（5）について、改正・追加する。

\*参考：「浜田市議会議員政治倫理条例 新旧対照表（案）」（別添 1 のとおり）

##### （1）審査請求（第 5 条）について

議員だけではなく、市民からも請求できることとし、議員の場合は 2 人以上の議員の連署、市民の場合は選挙権を有する者の総数の 100 分の 1 以上の連署を要する。

##### （2）審査会の委員（第 8 条）について

審査会の委員は 6 人とし、識見者又は議員から議長が委嘱する。

（裏面あり）

**(3) 審査会の公開（第14条）について**

審査会の会議は公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意があるときは非公開とすることができる。

**(4) 議員政治倫理条例の目的へ議会基本条例を明記することについて（第1条）**

議会基本条例において、議会や議員の活動原則を定めており、議員はその理念に基づいて職責を果たすべきであり、相互の関連性をより明確にするため、議員政治倫理条例の目的に議会基本条例について明記する。

**(5) 政治倫理基準の追加について（第3条）**

他市の規定等を参考に検討した結果、議員が、人権侵害のおそれのある行為を禁止する規定も必要であると判断し、「ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え又は脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。」という基準を追加する。

**2. 浜田市議会議員政治倫理条例施行規程の一部改正について**

浜田市議会議員政治倫理条例の一部改正に伴い、その施行に関する必要事項を定めた規程についても改正する。

\*参考：「浜田市議会議員政治倫理条例施行規程 新旧対照表（案）」

（別添2のとおり）

## 附帯決議について

### 浜田市議会会議規則（条件及び訂正の禁止）

第64条 **議員は**、自己の表決に条件を付け、又は訂正を求めることができない。

⇒案件に賛成か反対かの二者択一。事件の内容に意見があるなら修正案を提出すべき。

条件付きの表決が認められると、条件の成否が明確になるまで、議会の意思が確定しない結果を招く。

### ◆附帯決議とは？

案件（他の議案）に付随して提出されるもので、案件の執行上の要望、留意事項、今後実現すべき事項等を述べるものであり、この性格上、附帯すべき案件が可決又は修正議決されたあとで提出されるものである。

当該案件が、否決・撤回されたときは、提出余地はない。

\*「議案には賛成するけど、ひとこと言っておくよ!」というもの・・・

### ◆当該議案を審査している委員会で附帯決議案を提出する場合

①委員会で採決前に自由討議を実施する。

②自由討議を通じて附帯決議案提出の合意形成がとれた場合、自由討議や委員会審査で出された意見等を中心に附帯決議案の内容を作成する。

（委員会または議員（2名以上）提案のいずれも可）

\* **当該議案が可決されることが前提**

③委員会で当該議案を可決すべきと決した後、当該可決議案に附帯決議を付するか否かを委員会で採決する。（議案の採決→（可決）→附帯決議案の採決）

\* **委員会で可決されれば、附帯決議は委員会の意思となる。**

④本会議の委員長報告で附帯決議について盛り込む。

\* **委員長報告の内容は、本会議での当該議案の採決の「参考」ととどまるのみであるが、委員会において附帯決議がなされたという事実が会議録に残る**

⑤**本会議で当該議案が可決された後、委員会または議員から改めて決議案を提出する。**

⑥本会議で可決されることで、附帯決議は議会全体の意思となる。（事実上の議会の意思を表明することになる。）

\* **必ずしも委員会での審査を経る必要はなく、本会議でいきなり附帯決議案を提出することも可能。**

**\* 附帯決議は、単なる議会の希望として、長等にこれを尊重する政治的、道義的な責務を負わせるにとどまり、法的な拘束力を有するものではない。**

(例) 議案第 ○号 令和 3 年度 ○○市一般会計予算に関する附帯決議

今回の一般会計予算に計上されている複合文化施設大規模改修事業の執行に当たっては、市民参画及び少子高齢化時代を見据えて将来世代に過度な負担を残さないという財政上の見地から、以下の事項を履行するよう強く求める。

1. 改修に当たっては、市債等の後年度負担が過大にならないよう財政計画に留意するとともに、今後相次ぐ公共施設整備を念頭に、当該改修予算の上限を強く意識し、多額になると想定される総事業費についても可能な限り削減の努力をすること。
2. 当該予算はあくまでも基本計画・設計にかかる費用であり、今後拙速に事業を進めることがないよう留意するほか、地域全体の一層の活性化につながるよう工夫し、市民への説明責任を果たすこと。
3. 当該施設は本市を代表する文化施設であることを鑑み、施設の基本計画・設計に当たっては、利用者だけでなく広く市民及び議会との情報共有及び意見の反映に努めること。

以上 決議する。

令和○年○月○日

○ ○ 市 議 会

◆議会の意思は「可否」だけではない

議会の議決は可否の二択であり、これに条件を付けることはできないため、審議の中で意見や要望、懸念などが表明されても、議決すれば議会の意思は可・否のいずれかに収束する。この点、附帯決議は可決議案について、例えば、「8割がた賛成」というときに、残り2割の理由を説明するのに附帯決議を付けるというように、議会の考えをより明確に示す機能を担う。

法的拘束力はなくても、附帯決議を活用して、「議会はこう考える」と執行機関や住民に示すことは「熟議」する機関としての議会の役割に直結するものといえる。

【著者のコメント】

「どっちみち本会議で提出しなければならないのなら、委員会で附帯決議案を出しても二度手間になるだけでは？」と思われるかもしれませんが、そうでもないのです。本会議で可決されるかどうかの試金石として少人数の委員会で提出してみるという面もありますが、附帯決議をどの段階で可決するかによって、議会の意思を示す「強さ」に違いが出てくるのです。

例えば、委員会で否決すべきとされた議案が本会議で可決されたという状況を考えてみましょう。

委員会で否決すべきとした結果は本会議の委員長報告で述べられ、会議録に記載されます。そのため、本会議で当該議案が「可決」されたとしても、委員会の結論は「否決すべき」だったことが記録に残ります。議会の意思形成という点からみればこれは、単に本会議で多数可決となった状況とは明らかに異なります。

附帯決議の場合も同様に考えることができるでしょう。本会議で附帯決議が可決されれば、それは議会全体の意思として強くはたりますが、委員会で附帯決議が可決されたにとどまる場合でも、委員会で「ひとこと言っておく」という意思が形成されたことは、委員長報告の中で示され、会議録に残ります。これは議会全体の意思よりは弱いものの、本会議の討論で「ひとこと言っておく」のに比べれば、委員会という機関の意思決定であるという点で強くはたらくでしょう。

つまり、議会としては、「ひとこと言いたい」意思をどの程度強く示すかによって、本会議での附帯決議の可決、委員会での附帯決議の可決、本会議での討論というように、手段を使い分けることができる、言い換えれば、今後の行政チェックの「くさび」の打ち込み具合を加減できるというわけです。

参考：自治体法務 NAVI、野村憲一著書、議会運営の実務

# 議会改革度調査2019

～議会における多様性の確保について～

※本資料は、ユニバーサルフォントを使用しています。



早稲田大学マニフェスト研究所  
議会改革調査部会

# 調査分析にあたって

政治に多様な民意を反映させる観点から、国会、地方議会ともに**議会における多様性の確保**が課題とされています。

2018年5月に施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（以下、法という）」では、基本原則の一つに「**男女の候補者数の均等化を目指す**」ことも掲げられています。

そこで、今回の調査分析は、議会における多様性のなかでも、性別・年齢・障がいの有無に焦点を当て、分析を行いました。

なお、議会改革度調査2019では全国1,788議会のうち、1,433議会（80.1%）の議会から回答があり、このため本資料で示すパーセンテージの母数nは全て1,433となります。

# (参考) 国の目標「3人に1人を女性候補者に」

国は、第5次男女共同参画基本計画（2020年12月25日閣議決定）を策定し、次のように**成果目標を設定**しています。  
また、法では、国と自治体に対し**環境整備等の施策に努める**よう定めています。

項目	現状	成果目標 (期限)
<b>第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b>		
(※以下は、政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。)		
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	17.8% (2017年)	35% (2025年)
参議院議員の候補者に占める女性の割合	28.1% (2019年)	35% (2025年)
(※以下は、政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。現状値は、2019年統一地方選挙における都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。)		
<b>統一地方選挙の候補者に占める女性の割合</b>	<b>16.0% (2019年)</b>	<b>35% (2025年)</b>

※上表は、内閣府男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画」より  
[https://www.gender.go.jp/about/danjo/basic\\_plans/5th/index.html](https://www.gender.go.jp/about/danjo/basic_plans/5th/index.html)

# (参考) 政治分野のジェンダー平等に課題

世界経済フォーラムが発表した「ジェンダーギャップ指数2021」で、日本は156カ国中、総合120位、**政治分野ではもっとも低い147位**となっています。スコアは、0が「完全不平等」、1が「完全平等」を表しており、**政治分野のスコアは0.061とその低さが顕著**となっています。

国名	総合		分野別							
	ランク	スコア	経済		教育		医療		政治	
			ランク	スコア	ランク	スコア	ランク	スコア	ランク	スコア
アイスランド	1位	0.892	4位	0.846	38位	0.999	127位	0.964	1位	0.760
フィンランド	2位	0.861	13位	0.806	1位	1.000	79位	0.970	2位	0.669
ノルウェー	3位	0.849	20位	0.792	33位	1.000	126位	0.964	3位	0.640
ニュージーランド	4位	0.840	27位	0.763	1位	1.000	106位	0.966	4位	0.630
スウェーデン	5位	0.823	11位	0.810	61位	0.996	133位	0.962	9位	0.522
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
日本	120位	0.656	117位	0.604	92位	0.983	65位	0.973	<b>147位</b>	<b>0.061</b>

※上表は、世界経済フォーラム「GlobalGenderGapReport2021」を基に作成。

[http://www3.weforum.org/docs/WEF\\_GGGR\\_2021.pdf](http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2021.pdf)

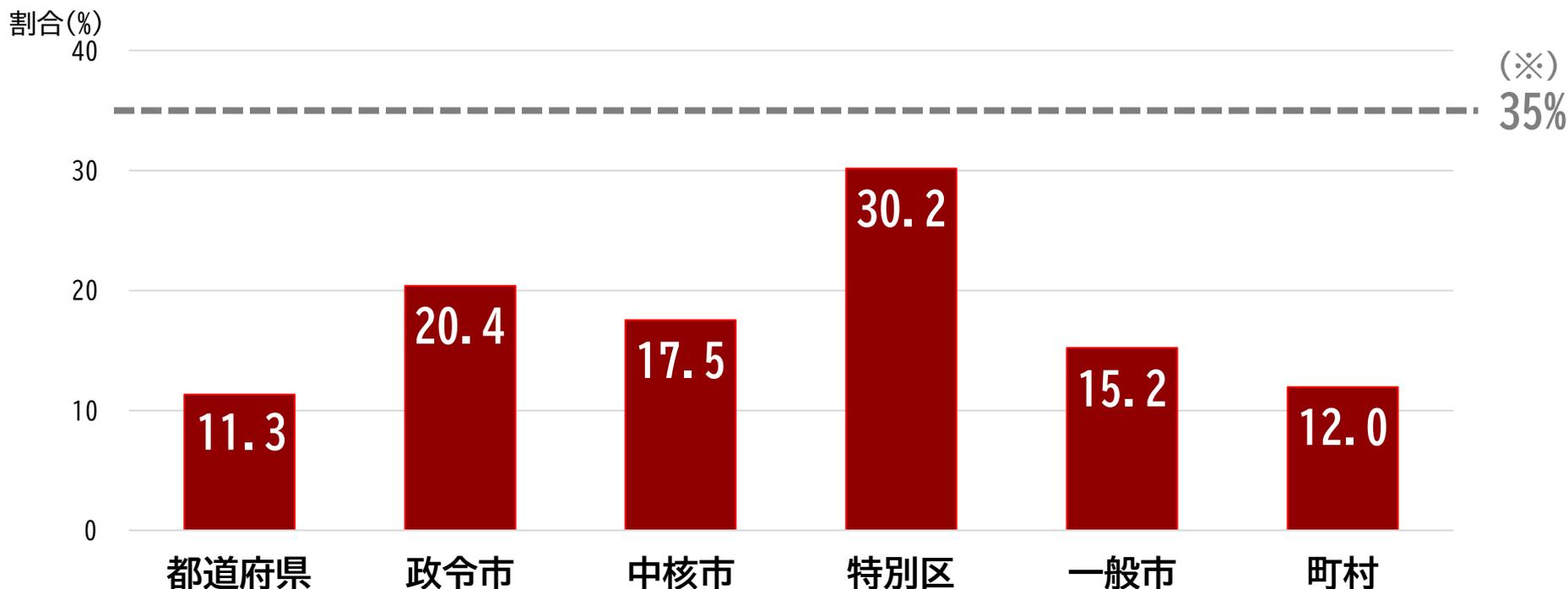
# 議会改革度調査では

議会改革度調査2019では、議会における多様性の確保に関する質問をいくつか聞いています。その中から、以下の項目に関する集計結果と分析について、次頁以降で紹介していきます。

- 女性議員の割合
- 議員の平均年齢
- 障がいを持つ議員の割合
- 議員等の出産・育児に関する議会の取組み
- 障がい者バリアフリーに関する議会の取組み
- 議員のなり手・多様性の確保に関する取組み
- 議会事務局の女性職員の割合

# 女性議員の割合 ①自治体区分別

一般市や町村など**自治体規模が小さいほど割合が低く**なっている。また、もっとも低い都道府県の議会では、自治体規模の大小とは別の要因も考えられる。なお、国は候補者段階で35%を目標としている。



# 女性議員の割合 ②都道府県別

上位には関東・関西地方の中心部が目立つ。また、下位には地方部が目立つものの、首都圏域の山梨県も入っている。

※全ランキングの一覧は別添資料

【都道府県議会の女性割合ランキング】

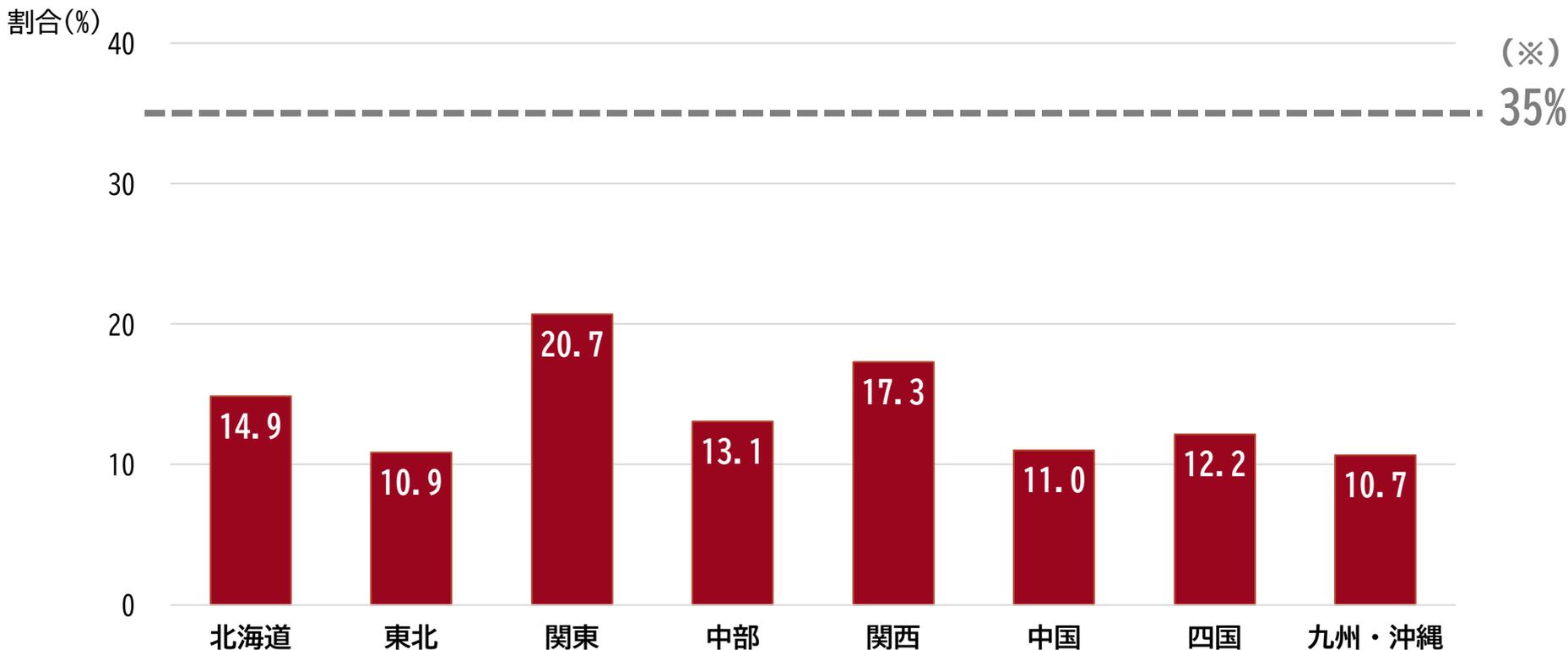
	議会名	議員定数	うち 女性議員	女性割合
1	東京都議会	127人	36人	28.4%
2	京都府議会	60人	13人	21.7%
3	神奈川県議会	105人	19人	18.1%
4	滋賀県議会	44人	7人	15.9%
5	兵庫県議会	86人	13人	15.1%
...	...	...	...	...
43	香川県議会	41人	2人	4.9%
44	広島県議会	64人	3人	4.69%
45	大分県議会	43人	2人	4.65%
46	熊本県議会	49人	2人	4.1%
47	山梨県議会	37人	1人	2.7%

【都道府県全体の女性割合ランキング】

	都道府県	議員総数	うち 女性議員	女性割合
1	東京都	1,735人	511人	29.5%
2	神奈川県	879人	197人	22.4%
3	埼玉県	1,240人	265人	21.4%
4	大阪府	935人	198人	21.2%
5	京都府	531人	101人	19.0%
...	...	...	...	...
43	島根県	321人	26人	8.1%
44	山梨県	340人	27人	7.9%
45	大分県	335人	24人	7.2%
46	山形県	472人	28人	5.93%
47	青森県	540人	32人	5.92%

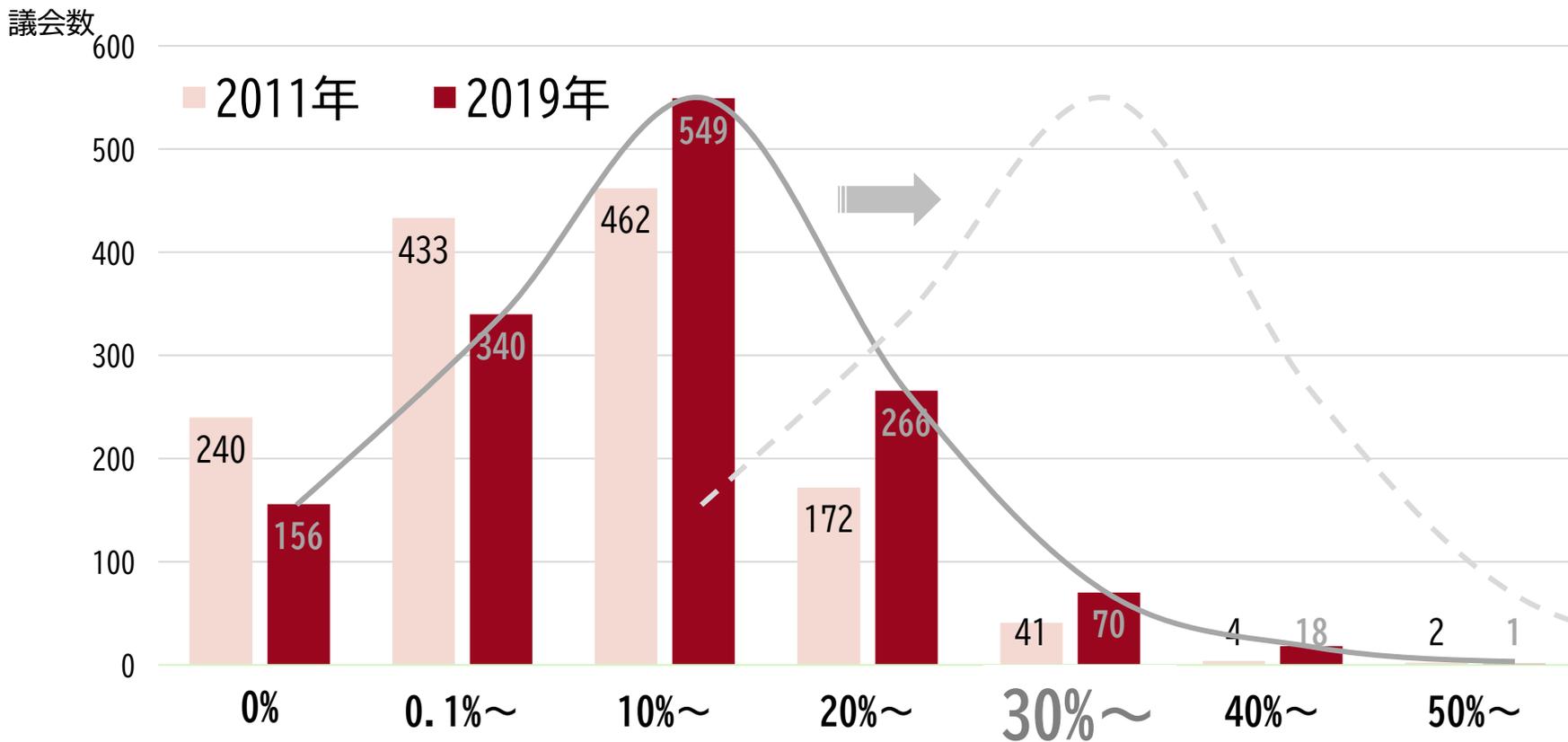
# 女性議員の割合 ③地域ブロック別

大きな都市を抱える**関東・関西地方**で比較的割合が高い。それに続く**北海道**では、道内の政令市・中核市・一般市で自治体区分別の平均割合を上回っており、**江別市は48.0%と全国2位の割合**となっている。 ※全国1位は神奈川県大磯町で50.0%



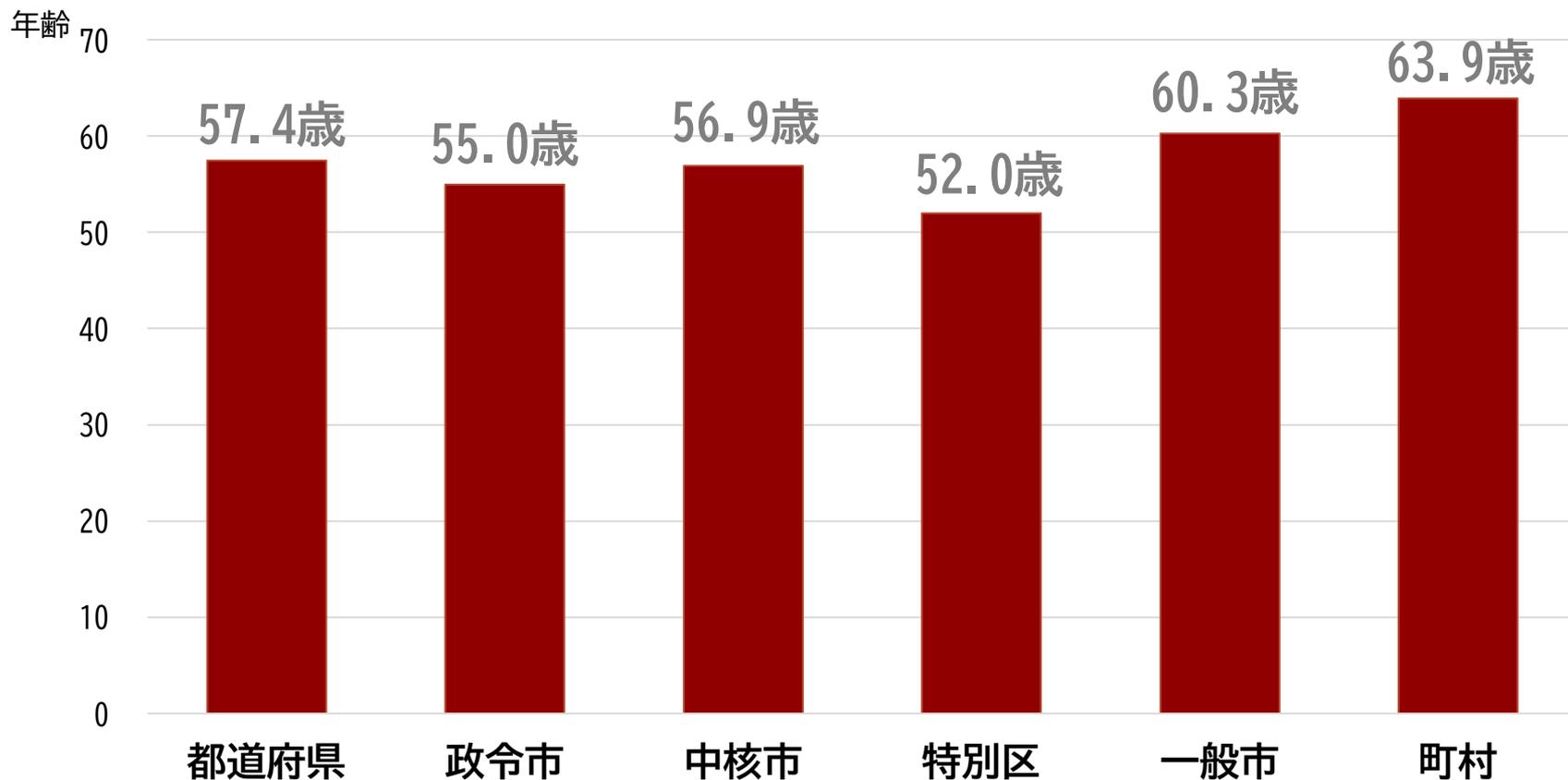
# 女性議員の割合 ④経年変化

割合が10%台の議会がもっとも多いが、この8年間で20%台の議会も増えてきた。30%台にピークが来るようであれば国の目標達成も難しい。



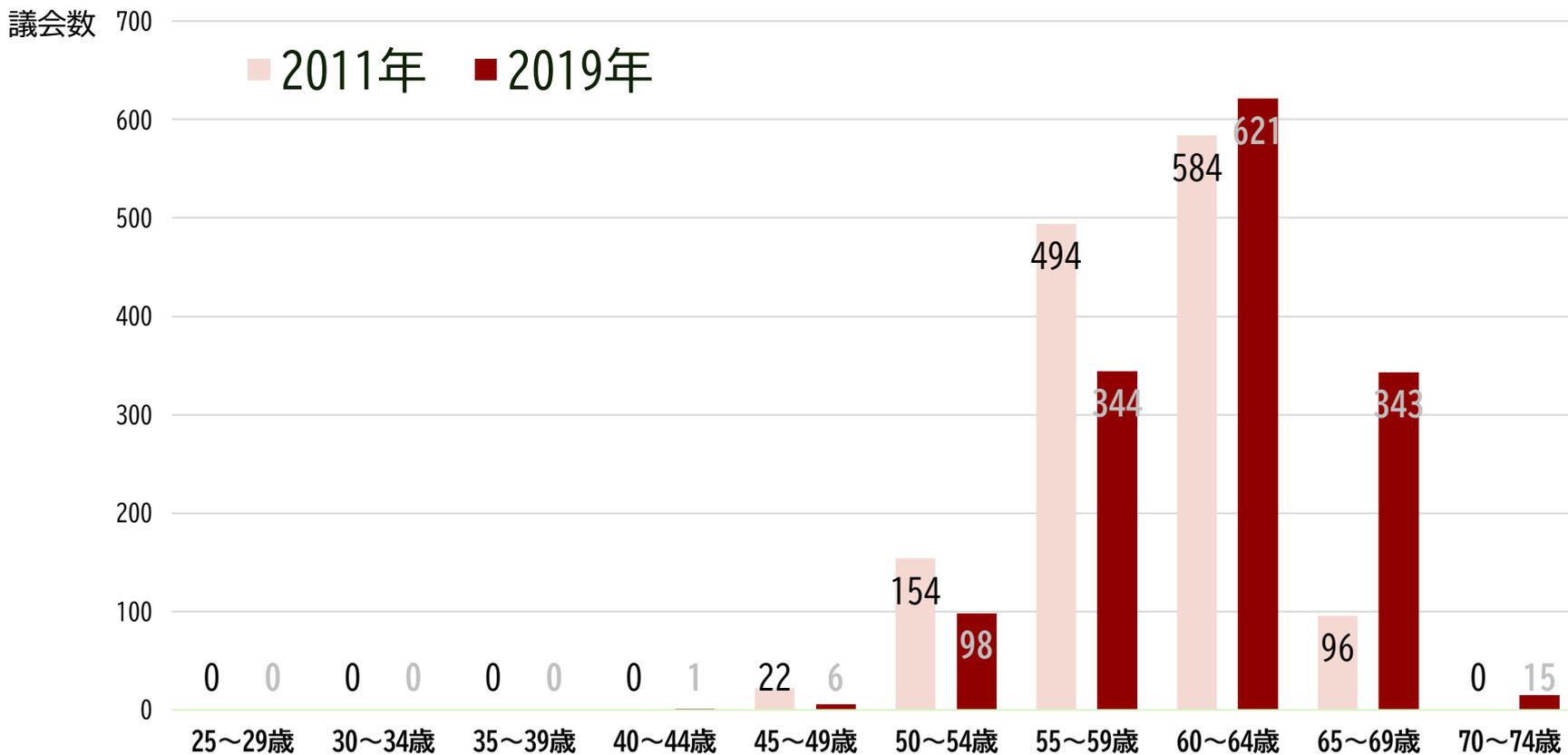
# 議員の平均年齢 ①自治体区分

一般市や町村など自治体規模が小さいほど平均年齢が高くなっている。特別区と町村とでは、10歳以上の年齢差が見られ、平均年齢の高い議会では議員のなり手不足も推測される。



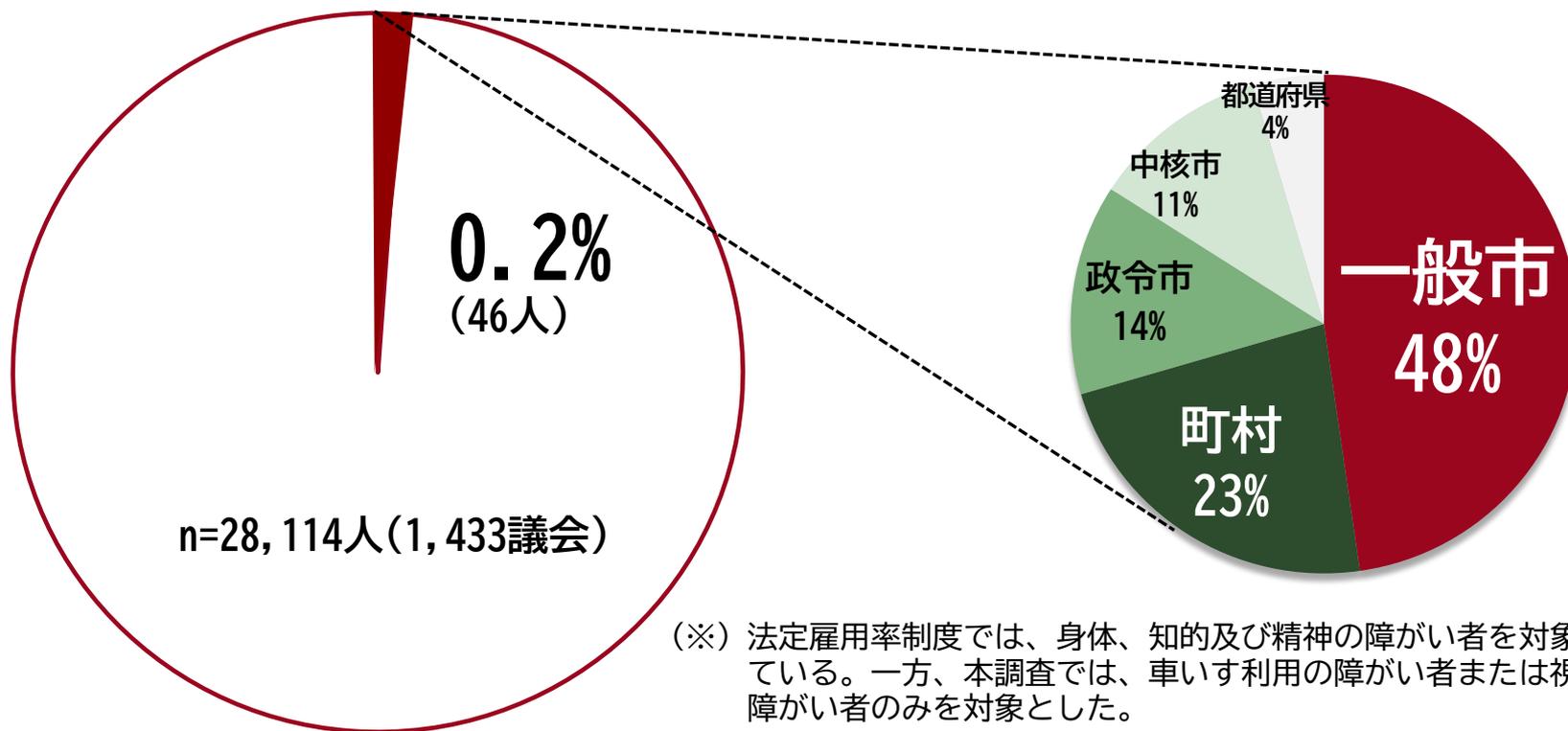
# 議員の平均年齢 ②経年変化

8年間で**60歳台後半の増加**が目立ち、同時に**40～50歳台の減少**も見られ、**高齢化が進んでいる**。2011年時点の議員の多くが今なお現職の可能性があり、議員のなり手不足も推測される。



# 障がいを持つ議員の数

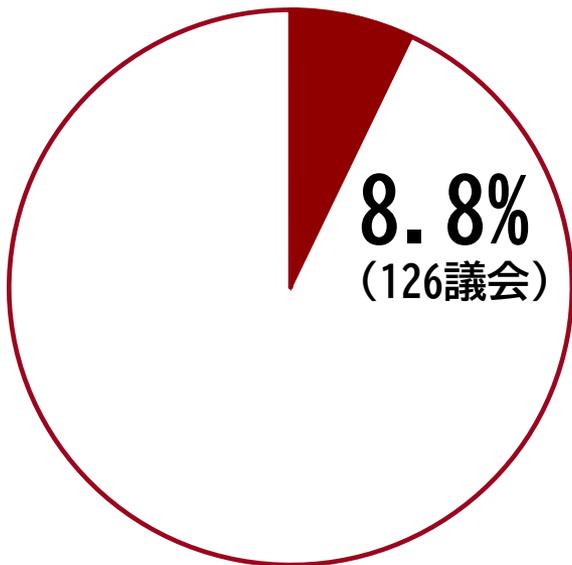
車いす利用の障がい者または視聴覚障がい者の議員は、全国45議会に46人（0.2%）いる。参考として、自治体における障がい者法定雇用率2.5%<sup>(※)</sup>と比べると、**障がいを持つ議員の割合はかなり低い。**



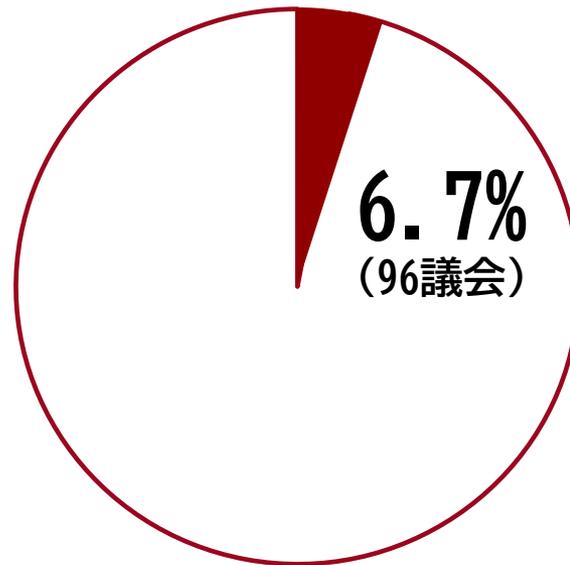
# 出産・育児を理由とする議会の欠席

全国三議長会は配偶者の出産に伴う議会の欠席、また育児・介護に伴う議会の欠席について定めようと、ことし2月に標準会議規則の改正を行っている。

調査時点（19年12月末日）で、**すでに欠席規定を定めていた議会は10%に満たない。**



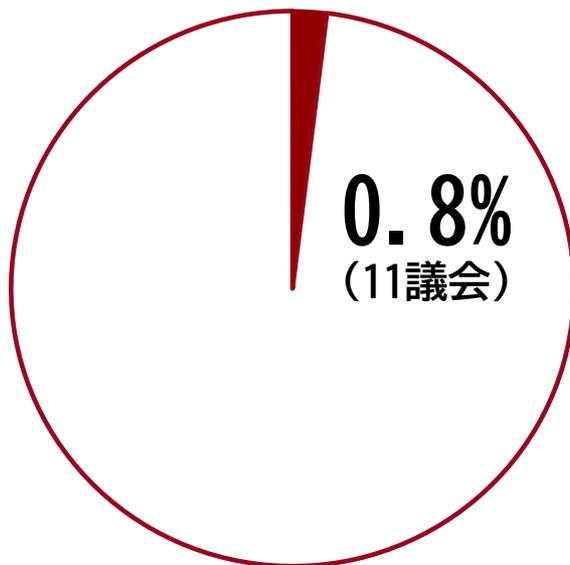
配偶者の出産に伴う欠席が認められている議会



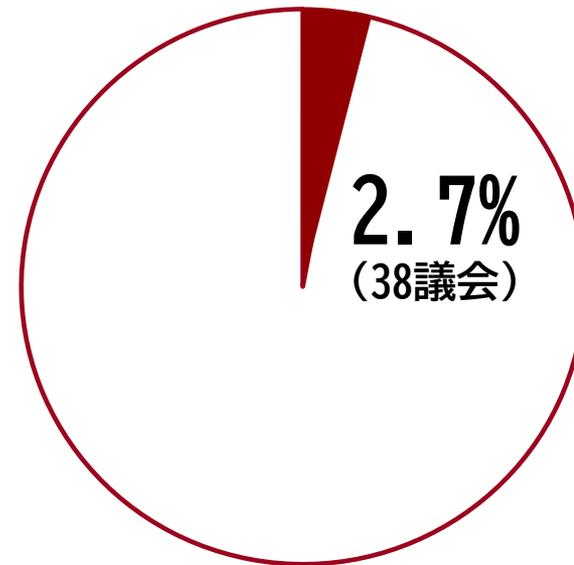
育児に伴う欠席が認められている議会

# 会議・視察への同伴者

会議や視察に、子を持つ議員が乳幼児を同伴させたり、障がいを持つ議員が介助者・介護犬を同伴させるなど、**同伴者が認められている議会は3%にも満たない。**



会議等への乳幼児の同伴  
が認められている議会



会議等への介助者・介護  
犬の同伴が認められてい  
る議会

# 障がいを持つ議員への対応

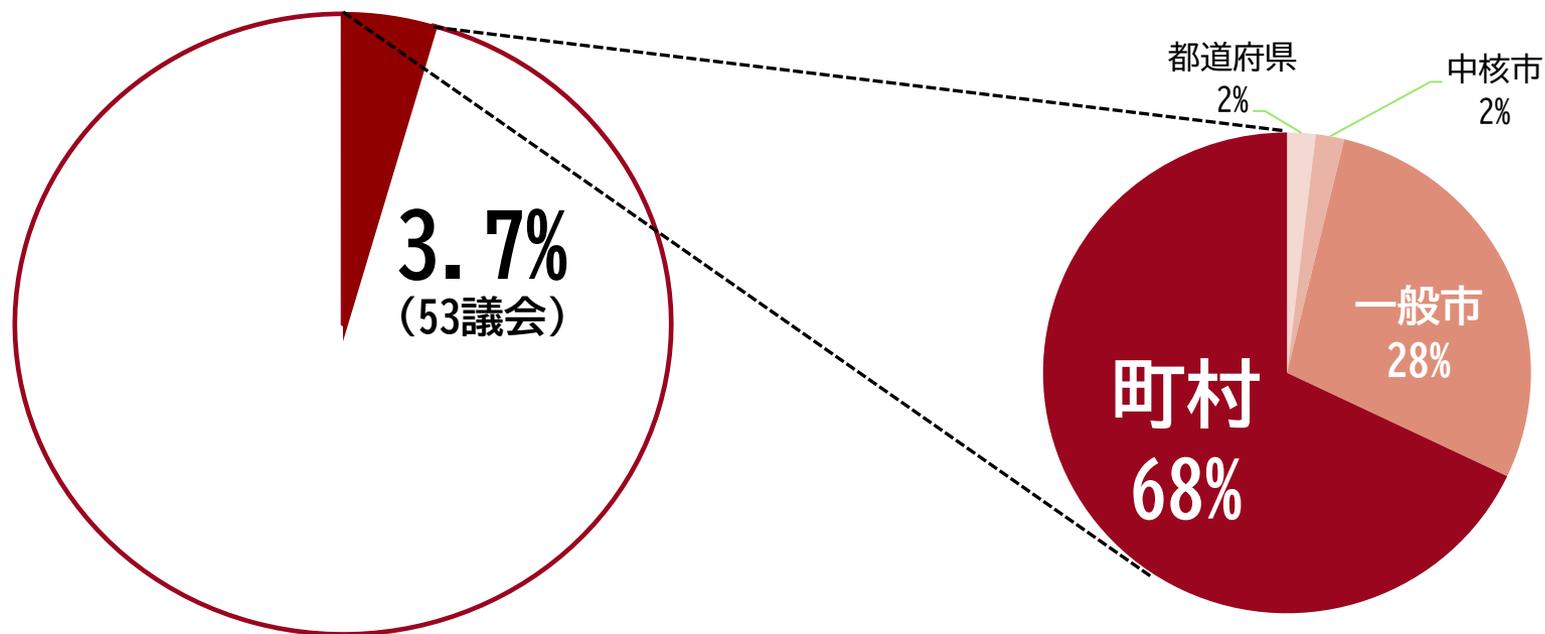
会議室のフラット化・スロープ化など車いす利用の障がい者を主とする対応と比較し、手話通訳や発言字幕モニターなど視聴覚障がい者を主とする対応は少ない。

今後、AI・ICT技術の進展など音声認識ツールを活用したリアルタイム字幕の導入も期待される。

■会議室のフラット化・スロープ化	<b><u>32.2%</u></b> (461議会)
■上記外の車いす対応がある	<b><u>10.8%</u></b> (155議会)
■手話通訳の対応がある	<b><u>7.4%</u></b> (106議会)
■発言字幕のモニター表示がある	<b><u>0.2%</u></b> ( 3議会)

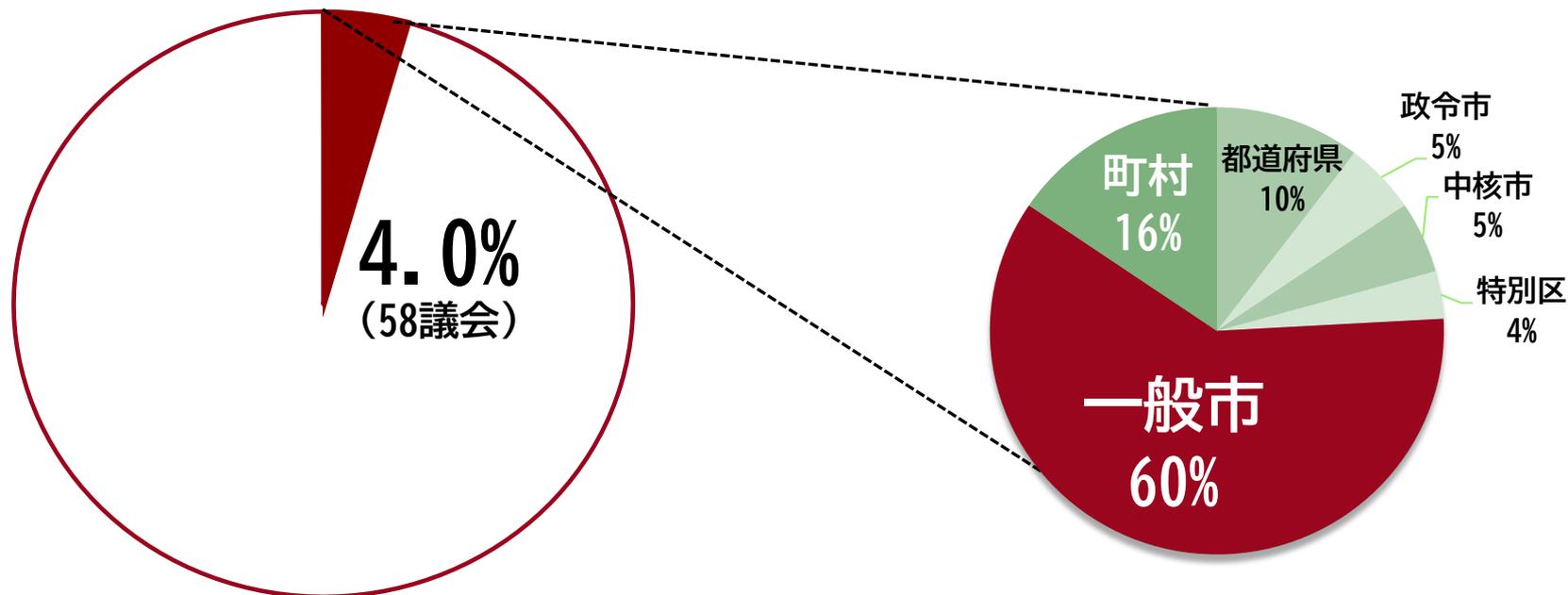
# 通年会期制度の導入

通年会期制度は、議会のチェック機能を高めるだけでなく、多様な層の住民が議員として活動できるよう、一年間のうち会議を開く日をあらかじめ定める制度となっている。会社員など休暇を事前取得し議会に参画しやすい利点もあるが、導入しているのは、53議会（3.7%）と少ない。



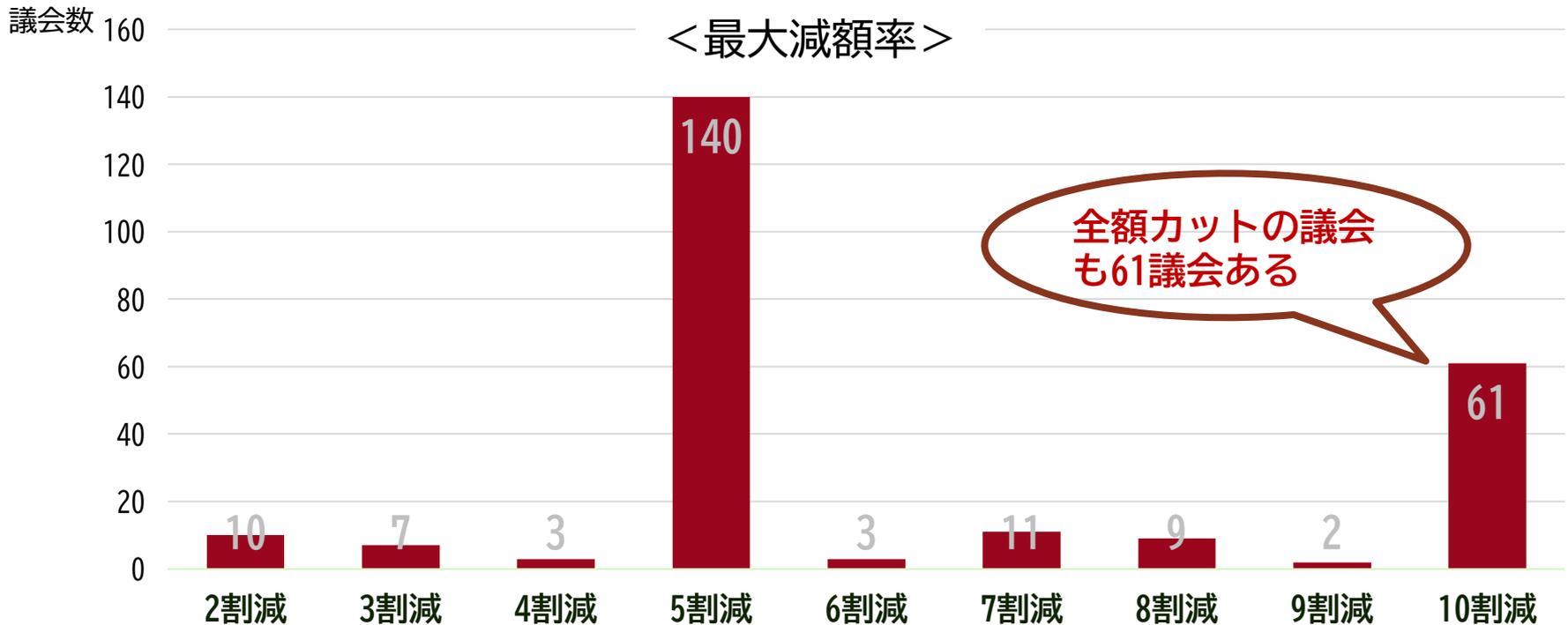
# 服装の自由化

議会の申し合せ等で正装が規程されている例もあり、**服装が自由化されている議会は5%にも満たない**。議場内での正装としてスーツ・ネクタイの着用が一般化（義務化に近い）されており、**マタニティファッションやLGBT配慮**など、服装の自由化も検討が必要である。



# 長期欠席に伴う報酬の減額

議会の会議を長期間にわたって欠席した場合、報酬の一部を減額する議会が、全国に253議会(17.7%)あった。



公務中の事故等による長期療養は適用除外されるが、**議員の出産に伴う長期療養を適用除外**することも今後考えられる。

# 育児・介護を理由とするオンライン出席

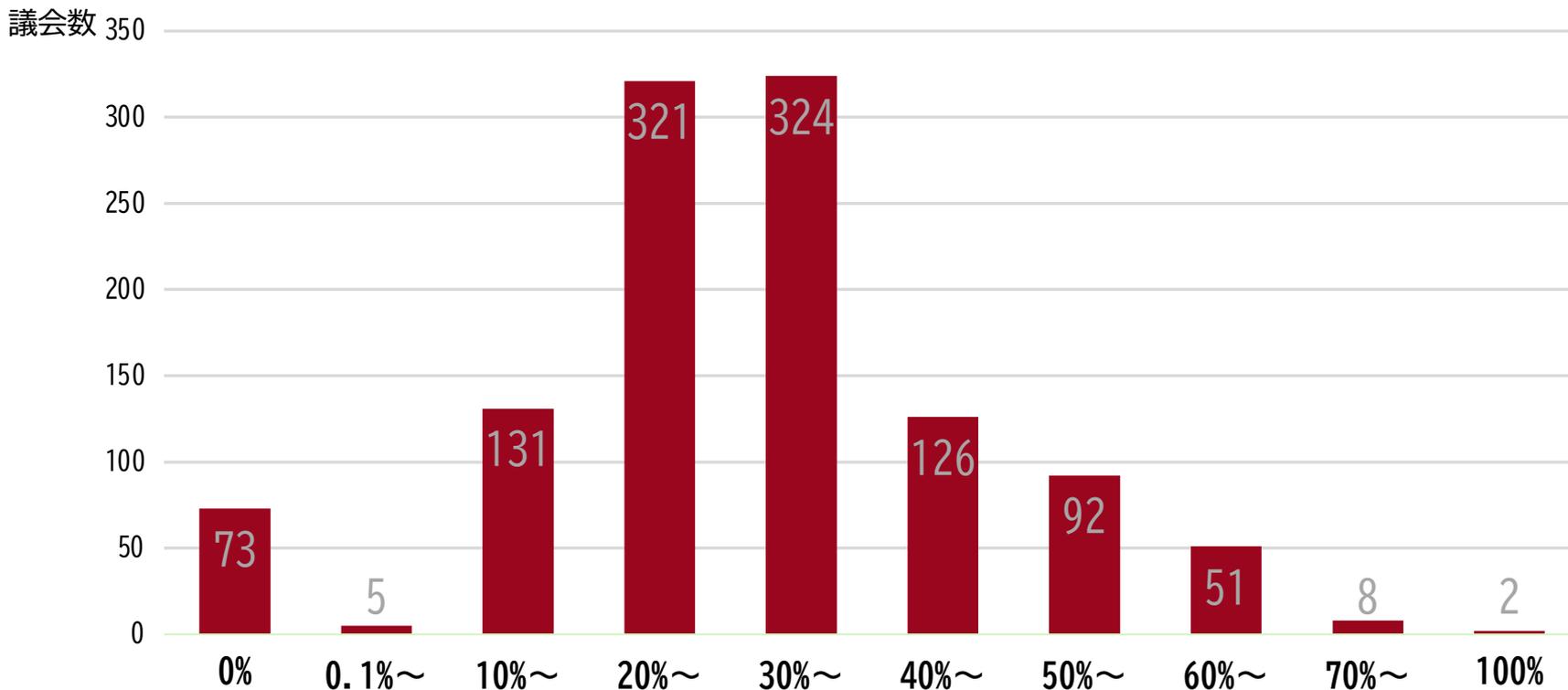
大阪府議会では、**育児・介護を理由とした自宅からのオンライン会議の出席を認めている**。一方、総務省は感染症や災害時など緊急時かつ委員会のみでのオンライン利用の見解を示している。オンラインでの本会議出席が認められるには**「出席」の概念が変わらなければ実現は遠い**。



◀2020年12月、大阪府議会の常任委員会審査のようす

## (参考)議会事務局の女性職員の割合

議会・議員のパートナーである議会事務局を見た場合、女性職員の割合が2～3割の事務局が多い。女性議員の割合が低い議会では、**女性職員の割合を上げることで、女性視点から必要な環境整備を図るきっかけに繋がる**ことも期待される。



# まとめ

法は、自治体に対し女性候補者を増やす施策に努めるよう定めています。そのためには、**行政担当課や選挙管理委員会だけでなく、議会自らが主体的に必要な環境整備を図ることも重要**です。

自らの議会の現状をチェックし、HP等で住民に公表することが新たな候補者を生む第一歩になります。本資料で示した内容項目について、自らの議会でもチェックし公表してみましょう。

- 女性議員の割合 ( \_\_\_\_\_ %)
- 平均年齢 ( \_\_\_\_\_ 歳)
- 障がいを持つ議員の割合 ( \_\_\_\_\_ %)
- 出産・育児に伴う欠席規定 ( あり／なし )
- 会議・視察への乳幼児同伴 ( 可／不可 )
- 会議や視察への介助者・介護犬同伴 ( 可／不可 )
- 障がいを持つ議員への対応 ( あり／なし )
- 通年会期制度の導入 ( あり／なし )
- 服装の自由化 ( あり／なし )
- 出産療養に伴う報酬減額の適用除外 ( あり／なし )
- 出産育児・介護に伴うオンライン出席 ( 可／不可 )
- 議会事務局の女性職員の割合 ( \_\_\_\_\_ %)

# まとめ

(その他)

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| ■車いす利用のある議員への対応     | ( あり／なし ) |
| ■視聴覚障がいのある議員への対応    | ( あり／なし ) |
| ■議会庁舎内の女性用トイレ       | ( あり／なし ) |
| ■議会庁舎内の多目的トイレ       | ( あり／なし ) |
| ■議会資料のユニバーサルフォント    | ( あり／なし ) |
| ■議会資料のカラーユニバーサルデザイン | ( あり／なし ) |
| ■議員のハラスメント研修        | ( あり／なし ) |

自らの議会でも多様性確保の取組  
アイデアをチェック項目に追加  
してみましよう！

# 本資料に関するオンライン研修のご案内

本資料の解説をかねて「議会における多様性確保」をテーマに、オンライン研修を以下のとおり開催します。

○日 時：2021年4月20日（火）13:30～14:30

○場 所：オンライン会議Zoom

○対 象：議員、議会事務局、メディア関係者（**全て無料**）

○申込み：必要事項明記のうえメール([mani@maniken.jp](mailto:mani@maniken.jp))にて

※ご所属・お役職・ご氏名・電話番号・メールアドレスを明記ください。

※お申込者には、後日オンライン会議Zoomの参加URLをご案内します。

○解 説：早稲田大学マニフェスト研究所  
ローカ・マネージャー(兼)招聘研究員 長内紳悟